

生徒心得

1. 日課

予 鈴	8 : 25
ホーム・ルーム	8 : 30 ~ 8 : 40
第 1 時 限	8 : 45 ~ 9 : 35
第 2 時 限	9 : 45 ~ 10 : 35
第 3 時 限	10 : 45 ~ 11 : 35
第 4 時 限	11 : 45 ~ 12 : 35
昼 休 み	12 : 35 ~ 13 : 15
予 鈴	13 : 15
第 5 時 限	13 : 20 ~ 14 : 10
第 6 時 限	14 : 20 ~ 15 : 10
下 校 時 刻	17 : 00
居残り下校時刻	18 : 30

2. 登校・下校

- (1) 始業予鈴（8時 25 分）までに登校し着席すること。また、7時 30 分以前には登校しないこと。
- (2) 部活動等で居残届を提出していない場合は、17時 00 分までに下校すること。居残り下校時刻は、通年で 18 時 30 分とする。
- (3) 登下校に際して自転車を利用するものは、HR 担任を経て生活指導部に届け出ること。校内では自転車は所定の場所に駐輪すること。バイク（原付・オートバイなど）による登下校は禁止する。
- (4) 車による送迎は原則として禁止（やむを得ない理由があるときは届出をする）。
- (5) 休日の部活動については、顧問の承諾と指導の下で休日登校を認める。その場合は、事前に休日活動願を生活指導部に提出すること。
- (6) 夏休み等の長期休業中の登下校については、別に定める。
- (7) 警報等発令時の登下校については、次頁に定める。

警報発令の際の措置について

気象庁より警報あるいは特別警報が発令された場合の判断は、次の通りとする。

A 原則

1 午前6時の時点

①のいずれかの警報（特別警報を含む）が、②のいずれかの地域に発令されていた場合、1～4限は自宅学習とする。

①：大雨，大雪，暴風，暴風雪

②：清瀬市，東村山市，東久留米市，西東京市，小平市，練馬区

2 午前6時以降

(1) 午前11時までの間に上記の警報がすべて解除された場合、5限以降の授業を行う。
登校時刻等は次の通りとする。

13:00 登校 13:05 SHR

13:20 5限授業開始

(2) 午前11時の時点でも上記の警報が解除されない場合、1日自宅学習とする。

3 登校について補足

(1) 居住する地域の状況や交通機関の運行状況を確認し、安全に留意して登校すること。登校が困難な場合は、出席扱いにするなど学校は生徒の不利益にならないよう扱う。

(2) 西武鉄道が池袋線・新宿線に関してホームページ等で遅延を公表している場合、遅刻に関しての電話連絡や遅延証明の提示は不要。（緊急警報発令の有無に関わらず。）

B 例外

学校行事など、上記の原則に拠らない対応を取ることもある。この場合は、事前の連絡に従って行動すること。

3. 所持品

(1) つねに生徒手帳を携行すること。

(2) 学校には不必要な金品を持参しないこと。

(3) 所持品には必ず記名すること。

(4) 体育・実験・実習等で教室をあける時は、貴重品袋を利用するなどして、特に貴重品の取扱いについて注意すること。

4. 服装・頭髪

服装・頭髪は下記の規定に沿った身だしなみを常に整えること。

(1) 制服

ア 授業日の登・下校時を含め教育活動の際は、本校指定の制服を着用する。

イ 制服の内容

【正装期間(11月～4月)】

- ・制服として定められた紺ブレザー
- ・制服として定められたスラックス・スカート（女子）
- ・白無地のYシャツ
- ・指定のネクタイ・リボン(女子)
- ・女子生徒のスラックス・ネクタイの購入着用は自由
- ・1学期始業式・2学期終業式・3学期始業式・修了式および入学式・卒業式については正装着用とする。

<補足事項>

- ・令和6年度入学生(52回生)まではブレザー左襟に校章をつける。
- ・寒冷時に、紺ブレザーの下に以下の物を着用することを認める。
 - ①Vネックセーター
52回生まで黒・紺・白・グレー・茶・ベージュの色指定・無地、市販品可
53回生 紺無地Vネック(学校あっせん品)のみ着用可
 - ②ベスト
52回生まで黒・紺・白・グレー・茶・ベージュの色指定・無地、市販品可
53回生 紺無地(あっせん品)のみ着用可
 - ③カーディガン
52回生まで黒・紺・白・グレー・茶・ベージュの色指定・無地、市販品可
53回生 着用禁止
- ・寒冷時にスカート(女子)の下にジャージやスエットパンツ等を着用しない。タイツ・スラックスで対応すること。

【略装(夏服)期間(5月~10月)】

上記の期間は以下の服装を認める

- ・上着は着用しなくても良い。
- ・半袖白無地Yシャツの着用可
- ・ネクタイ・リボンの着脱自由
- ・半袖ポロシャツの着用可

ただし

52回生まで 白または紺無地

紺は学校あっせん品のみ

白は左袖あるいは胸に「Kiyose」の刺繍入りのもの

53回生 紺無地 学校あっせん品のみ着用可

- ・白Yシャツ・白ポロシャツの上に以下の物の着用を認める。

①Vネックセーター学校あっせん品(紺無地Vネック)のみ着用可。

②ベスト

正装期間補足事項に準ずる。

※略装期間のカーディガンのみでの登校は禁止する。(52回生まで)

※上着を着用せずにウインドブレーカー・コート・ジャンパー等を着用した登下校は禁止する。

ウ 授業日以外の土曜・日曜・祝日および長期休業中の服装について

- ・部活動で登校する際には、各部活毎に登録した「部活動着(遠征着)」で登下校することを認める。ただし、体育着や練習着での登下校は認めない。

エ その他

- ・体育の授業および体育行事の時は本校指定の体育着・体育館シューズを使用すること。
- ・やむを得ない事情で、異装をする場合は「異装届」を提出して生活指導部の許可を得ること。

(2) 履物等

- ア 通学には靴を履いてくること。サンダル・下駄・スリッパ等で登校しないこと。
- イ 校舎内では上履き(学校指定サンダル)を履くこと。
- ウ 体育館シューズは指定された場所のみで使用すること。
- エ グラウンド・テニスコート内は運動用シューズ以外で立ち入らないこと。

(3) 頭髪・装飾品

- ア 頭髪については染髪・脱色および極端な加工を加えることも禁止する。
- イ ピアス・ネックレス・指輪の装着は禁止する。

5. 時間外活動

- (1) 下校時刻以後、部活動・その他で居残りを希望するものは、所定の用紙を用いて生活指導部に願い出ること。
- (2) 時間外活動は、教職員の指導する場合以外は認めない。

6. 諸届・願

- (1) 欠席・遅刻・早退・忌引・欠課等の届，異装等の願は，生徒手帳の所定の欄に理由を明記してH R担任に届け，願い出ること。
- (2) 欠席・遅刻等あらかじめ明らかな場合は，事前にH R担任に届け出ること。
- (3) 事前に届出をしないで欠席・遅刻等の場合，当日の始業時までには保護者より classi または電話等でH R担任に連絡すること。
- (4) 生徒の忌引は，次の日数以内である。
 - ア 1親等父母 7日 イ 2親等 5日 ウ 3・4親するなど 3日 (往復の日数は加算する)
- (5) 登校後やむを得ず外出する場合は，H R担任の許可を得て，生徒手帳（連絡欄に外出許可の旨記載されたもの），または，外出許可証を携帯すること。

7. 日直

- (1) H Rの生徒全員が交代制で，その任にあたる。
- (2)ア 自教室を整理整頓し，授業が気持ちよく，円滑に行われるように配慮する。
 - イ 放課後，H R担当区域の清掃状態を点検する。
 - ウ 任務終了後，H R日誌に必要事項を記入してH R担任に届け，異常の有無を報告する。

8. 清掃

- (1) つねに校内の清潔・整頓に心がける。
- (2) H Rごとに清掃当番をきめ，分担区域（別に定める）を清掃すること。清掃後責任者は分担区域の担当教員に連絡し，その承認を得た後下校する。
- (3) 清掃用具は所定の場所に整理・保管する。

9. 遺失物・拾得物・盗難

- (1) 金品を紛失したり拾得した場合は，直ちに生活指導部の担当教員に届け出る。
- (2) 盗難にあった場合は直ちにH R担任・生活指導部（もしくは日直教員）に届け出る。

10. 掲示・放送

- (1) 校内にポスターその他の掲示をするときは，顧問・担当教員に願い出た後，生活指導部の許可を得ること。
- (2) 掲示場所・掲示方法は生活指導部が指示する。
- (3) 校内で印刷物の配布を行う場合は，顧問・担当教員に願い出た後，生活指導部の許可を得ること。
- (4) 必要があって，生徒が放送を行うときは，原稿を作成し，顧問・担当教員の確認を得てから行う。

(5) 昼休みの放送は原則として放送委員会に依頼する。

11. 学校施設等の利用

- (1) 学校の施設（教室・体育館・運動場・テニスコート・プール等）を利用するときは、担当教員に申し出て許可を得ること。
- (2) 校具を使用するときは、担当教員に申し出て許可を得ること。
- (3) 学校施設を破損した場合は、HR担任に申し出た後、生活指導部（もしくは日直教員）に届け出ること。

12. 校外生活

- (1) 校外においても、常に本校生徒としての自覚と誇りをもって行動すること。
- (2) HR・部活動等で、校外で活動する場合は、所定用紙を用いて生活指導部に願い出る。

13. 保健室の利用

保健室は生徒の応急処置、健康診断、心身の健康相談、保健指導等を行う保健センターである。

- (1) 保健室の利用
 - ① 保健室の利用は、原則休み時間とし、授業中の場合は教科担当に伝える。授業時間以外で利用する場合、必ず周りの生徒に伝える。
 - ② 当日の怪我以外の継続的な処置は原則として行わない。
 - ③ 原則として内服薬を渡すことはできない。
 - ④ 保健室での休養は原則として1時間までとする。回復が見込めない場合、医療機関の受診が必要な場合は早退を勧める。
 - ⑤ 早退が必要な場合、担任もしくは学年教員の許可をもらい、帰宅後は直ちに学校に連絡を入れる。
- (2) 日本スポーツ振興センターの災害給付制度
学校管理下(授業中、部活動中、休み時間や放課後、通学中等)で災害に遭い、怪我等で医療機関を受診し、総医療費が5000円(窓口で1500円)以上かかった場合に、災害給付金を申請できる。
・申請する場合は、保健室より申請書類を受け取り、申請方法を確認する。
災害給付金制度を申請する場合には、高校生等医療費助成事業等の医療費の助成対象にはならない。
- (3) 心の健康
原則週1日、スクールカウンセラーが来校しており、相談ができる。相談希望の生徒は、直接カウンセリング室か保健室で予約をする。

14. その他

- (1) 外来者（他校生など）を校内に入れる場合は、受付を通し、関係教職員の了解のもとにする。
- (2) 教職員の指導のない場合は、校内において火気を使用してはならない。
- (3) 非常災害の場合は、教職員の指示に従って冷静敏速に行動する。